

顕著な普遍的価値 (OUV) :  
世界遺産一覧表へ文化遺産を記載するための標準に係る概要報告 (一)

Outstanding Universal Value:  
Compendium on Standards for the Inscription of Cultural Properties to the World Heritage List

ICOMOS, May 2008

【背景及び概要】

1. 第 28 回世界遺産委員会の“全地域の専門家からなる顕著な普遍的価値 (OUV) についての特別会合を招集” (決議 28COM13.1) すべきとする要請に基づき、世界遺産センターは、ロシア連邦と協力し、2005 年 4 月 6-9 日に、顕著な普遍的価値の概念に係る特別専門家会合をタタルスタン共和国カザンで開催した。
2. この専門家会合の結論及び主要な勧告は、OUV の適用にあたっては厳密さが保たれるべきとする問題意識に基づき作成されたものである。これらは、第 29 回世界遺産委員会 (ダーバン、2005 年) に示され、審議された。徹底的な議論が行われ、この会合の勧告が実行を要する有益な実践手段を含んでいることが認識された。
3. しかし、意見の大半は、イコモスと IUCN によるこれまでの OUV の評価にどのような差異が見られるかという委員会の関心に、この専門家会合が十分応えていないことで一致を見た。また、委員会決議でさえも、提案された資産の OUV の評価において、常に一貫性を保っているわけではないことを強調した。そのため、世界遺産委員会では、OUV の概念の調査研究をさらに深めることとした (決議 29COM9.7)。
4. 第 30 回世界遺産委員会 (ヴィルヌス、2006 年) では、過去の委員会決議を注意深く見直し、関連資料や決議に係る二つの概要報告書 (compendiums) を作成すること、その報告書はガイダンス・マニュアルの形式で作成し、OUV の議論の解釈と適用のあり方を示す前例を明確に提示していること、を要請した (決議 30COM9.6)。
5. とりわけ、概要報告 (一) では「OUV 及び推薦資産の評価基準による世界遺産一覧表への記載」を取り上げること、また、概要報告 (二) では「世界遺産危機リストに資産を記載・削除しようとする際の議論に関する OUV」を取り上げることとされている (決議 30COM9.7)。
6. 概要報告 (一) の案は、第 31 回世界遺産委員会 (クライストチャーチ、2007 年) で提示され、イコモスと IUCN に対して「基準の詳細な分析、各基準の下に記載された遺産の一覧、画期的な事例、真実性・完全性・管理実務の検討を、報告の中にも含めること」が要請された。
7. 委員会は、また、イコモスに対して「最終報告の検討においては、世界遺産一覧表に記載するための考古遺跡とその境界について検討する」ことを要請すると共に、イコモスと IUCN に対して「世界遺産センターと協議を行い、第 32 回委員会 (2008 年) で検討できるように概要報告 (一) を完成させること」を要請した (決議 31COM9.7)。
8. イコモス及び IUCN が作成した、「OUV 及び推薦資産の評価基準による世界遺産一覧表への記載」に係る概要報告 (一) をここに示す。

### 2. 優れた推薦書のための各評価基準の適用について

#### 世界遺産条約及びその作業指針における基本的な考え方と規定

顕著な普遍的価値（OUV）については、1972 年の世界遺産条約採択以降、多くの検討がなされ、その定義に影響を及ぼしてきた。世界遺産委員会が正式に創設される以前の 1976 年には、UNESCO がすでに専門家会合を開催し、諮問機関も参加して、OUV がどのように理解されるべきかを議論すると共に、評価基準の原案を作成している。これ以降、評価基準は進化・発展し続け、OUV の定義はより実質的なものとされてきた。1998 年にアムステルダムで開催されたグローバル・ストラテジー会合では、専門家が OUV を、あらゆる文化に共通する若しくはあらゆる文化に共有される普遍的性質の問題に対するきわだった回答(an outstanding response to issues of universal nature common to or shared by all cultures)を意味するものと定義した。この問題は、世界遺産委員会の会合で繰り返し議論されてきた。2004 年には、イコモスがこの問題を主題別枠組み（thematic framework）に統合し、現在の評価基準の分析に反映されている。

#### 作業指針（2005 年改正）

以前の作業指針では、特定の評価基準及び真実性の審査（test of authenticity）を満たす必要が OUV の要件の一つとされていたが、2005 年の改正で解釈に変更が加えられ、“顕著な普遍的価値（OUV）”は、第 49 項及び第 78 項で以下のように定められている。

#### 第 49 項

顕著な普遍的価値とは、国家の域を超えてなお例外的であり、かつ、全人類の現代及び将来の世代に共通して大切とされる文化的及び／又は自然的な重要性（significance）のことである。それゆえ、このような遺産の恒久的な保護は、国際社会全体にとって最も重要である。委員会は、世界遺産一覧表に資産を登録するための評価基準を定める。

#### 第 78 項

顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、資産が完全性(integrity)及び/又は真実性(authenticity)の条件をも満たし、かつ、資産の保全を確実にする適切な保護及び管理体制を有していなければならない。

それゆえ、資産が OUV の要件を満たすためには、一以上の評価基準、真実性及び完全性の条件、保護及び管理の要件、のいずれをも満足させる必要がある。2005 年改正以前の作業指針においても保護及び管理は確かに世界遺産一覧表記載の要件ではあったが、OUV の一部とはみなされていなかった。結果として、一つの独立した必要条件が備わったことから、

OUV は管理要件 (administrative requirement) ともなったのである。

文化の評価基準はこれまで幾度かの改正を経てきた。例えば、1983 年、1984 年、1988 年、1992 年、1994 年、1996 年、1997 年、2005 年などである (別冊付録参照)。1994 年には、歴史都市 (historic towns) 及び文化的景観 (cultural landscapes) を定義するための具体的な基準も作業指針に加えられた。現在では、委員会決議に従い、文化遺産と自然遺産の評価基準が一つのリストに統合されている。作業指針 (2005 年改正) において、推薦資産は、世界遺産一覧表への記載にふさわしいものとして、次の評価基準のいずれか一つ以上を満たさなければならないとされている。

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作であること。
- (ii) 建築や技術、記念碑的芸術、都市計画、景観設計の発展に関連し、ある期間にわたる、又は世界のある文化圏における人類の価値観の重要な交流を示していること。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示していること。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、建築的又は技術的な集合体の類型、景観に関する顕著な例であること。
- (v) あるひとつの文化 (または複数の文化) を代表する伝統的居住形態、土地利用、若しくは海洋利用の顕著な例であること。又は、人類と環境との相互のかかわり合いを代表する顕著な例であること。特に抗しきれない変化によりその存続が危ぶまれているもの。
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること (この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
- (vii) 類例を見ない自然美及び美的重要性をもつ優れた自然現象あるいは自然地域を含むこと。
- (viii) 生命進化の記録、地形形成において進行している重要な地学的過程、あるいは重要な地質学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること。
- (ix) 陸上、淡水域、沿岸および海洋の生態系、動植物群集の進化や発展において進行している重要な生態学的、生物学的過程を代表する顕著な例であること。
- (x) 学術上、又は保全上の観点から顕著な普遍的価値を有しながらも絶滅のおそれがある種の生息地など、生物多様性の本来の保全にとって最も重要かつ意味のある自然生息地を含んでいること。

### 顕著な普遍的価値 (OUV) に関するカザン会合

世界遺産委員会は、その第 28 回会合において、“顕著な普遍的価値 (OUV) の概念に関し、これが各地域、各関係者、各諮問機関により様々に解釈かつ適用されていることへの懸念が増大していることにかんがみて、全地域の専門家による特別会合を開催すること”を世界遺産センターに要請した。これに参加した専門家達は、作業指針 (2005 年改正) の第 49 項に定められている定義に賛同した。

“顕著な普遍的価値とは、国家の域を超えてなお例外的であり、かつ、全人類の現代及び将来の世代に共通して大切とされる文化的及び／又は自然的な重要性（significance）のことである。それゆえ、このような遺産の恒久的な保護は、国際社会全体にとって最も重要である。委員会は、世界遺産一覧表に資産を登録するための評価基準を定める。”

さらに、参加した専門家達は、遺産を尊重した OUV の定義と適用は人が行っていることなので、時と共に進化・発展（evolution）するものであろうことを認識した。この進化・発展は、評価基準とその適用に加えられてきた変更表に表れている。OUV の概念は不明なところが多く、全体及び現場レベルでのより良いコミュニケーションが求められてきたことにも注意が注がれた。そして、OUV の認識には“地域社会や先住民を含む関係者の幅広い参加”を必要とすることが勧告された。

クリスティーナ・カメロンは、「文化及び自然遺産の“顕著な普遍的価値（OUV）”の適用に見られる進化・発展について」と題する基調講演原稿の中で、1990 年代に賛同された戦略（strategies）に始まり、長年に渡る OUV の考え方の進化・発展を分析しつつ、幾つかの問題点を取り上げた。その最後の質問は、“OUV を認めるための最低基準があったとしたら、それは問題であるか？世界遺産一覧表に上限を設けることはできるか、あるいはそうすべきか？適当な基準線はあるのか？理屈としては、Yes であるが、その場合も OUV の定義によるのである。世界遺産条約の真髄は保護と国際協力にある。世界遺産委員会は遺産の保護をどこまで行いたいのであろうか。もし、より確かな保護を望むのであれば、OUV の定義が‘最良のものの代表（representative of the best）’である遺産に向かい続けるのは当然のことである。<省略> もし締約国が遺産の数を管理し難いのであれば、もし世界遺産クラブの会員となる経済的利点が多数の遺産をもたらしてきたのであれば、あるいは、もし世界の出資協力者が優先的に投資すべき遺産をもはや区別できないと苦情を言っているのであれば、世界遺産記載のための敷居を設ける時が来るのかもしれない。”

## 文化遺産への顕著な普遍的価値（OUV）の適用

イコモスによる世界遺産一覧表の分析に関する 2004 年報告「世界遺産一覧表：格差の是正---未来のための行動計画」（2005 年刊行）では、a) 典型的枠組（typological framework）、b) 年代順－地域別分析（chronological-regional framework）、c) 主題別枠組（thematic framework）、の 3 つの枠組を提案している。これら 3 つのうち、主題別枠組は、前述のグローバル・ストラテジー会合（1988 年、アムステルダム）による定義に記されているように、資産の重要性及び資産の OUV の評価基盤を明確にする主題や論点を認識する上で非常に重要である。資産の意義と関連する価値を認識するには、単体の建築、建築の複合体、史跡のいずれであっても、主題の認識から始まり、続いて年代順－地域別分析を行い、最後に提案すべき類型を定めることが求められる。イコモスの主題別枠組は、一つには世界遺産委員会の議論の成果に、一つには諮問機関による調査研究に、一つには既登録遺産（文化遺産及び複合遺産）の詳細な分析に基づくものである。これは、一つの開かれた枠組と考えられるべきであり、時間をかけて進化・発展し得るものである。

評価基準(i)～(vi)の妥当な考え方についての検討ならびに、評価基準(vii)に関する注釈を以下に記述する。評価基準(vii)は、主として自然美の認識に基づくものであり、基本的には文化的判断がなされるものである。

### 評価基準(i)：傑作／masterpiece

作業指針（2005年改正）では、評価基準(i)を単純に“人類の創造的天才を表す傑作”としている。2005年改正以前は“独特の芸術或いは美学的到達、人類の創造的天才の傑作”とされていた。

- ❖ 1976（イコモス案）：  
“国際的に名高い建築家や建設業者の傑作など、独特の芸術的到達を表す資産”  
“Properties which represent a unique artistic achievement, including the masterpieces of internationally renowned architects and builders.”
- ❖ 1977(世界遺産委員会第1回会合)：  
“独特の芸術或いは美学的到達を表す資産、人類の創造的天才の傑作”  
“Represent a unique artistic or aesthetic achievement, a masterpiece of the creative genius.”
- ❖ 1983：  
“独特の芸術的到達を表す資産、人類の創造的天才の傑作”  
“Represent a unique artistic achievement, a masterpiece of the creative genius.”

評価基準(i)の認識は、基本的に人類の創造的天才の主要な事例に言及し続けながらも、時とともに変化してきたように思われる。世界遺産委員会は、この評価基準の使用はこれに真に値する場合に限定されるべきことを常に主張してきた。1998年の諮問機関会合（ユネスコ本部で開催）の討議資料（WHC-98/CONF.201/INF.11）では、評価基準(i)を規定する言葉の解釈について、マルタ代表者が次のように述べている。

- ❖ “傑作（Masterpiece）”：完全かつ完璧な作品、顕著な事例を指すべき。
- ❖ “創造的（Creative）”：①傾向／様式の発端、若しくは、②傾向／様式の最盛期、を表すものとして創造的かつ独創的であることを意味するべき。
- ❖ “天才（Genius）”：高度な知的／象徴的才能、高水準の芸術的技巧、専門技術若しくは科学技術を指すべき。
- ❖ “人類の創造的天才の傑作（a masterpiece of human creative genius）”は、それゆえ、“ある文化の中で進化してきた一つの様式の顕著な例（又は頂点）で、高度な知的若しくは象徴的才能を示し、かつ、高水準の芸術的技巧、専門技術若しくは科学技術を示すもの”と解釈される必要がある。

長年に渡る評価基準(i)の適用を調査すると、使用頻度に変化があることがわかる。世界遺産委員会の初期の頃には頻繁に用いられ、年毎の資産数の50%以上に及ぶことも稀ではない。これに対し、最近になって幾らかの例外が見られるものの、1990年代には使用頻度が15ないし20%まで下がっている。このような統計情報は全体像を表すものではなく、一つの兆候を伝えるものにすぎない。多くは推薦資産の類型とその質によるのである。実際、初期の頃には多くの資産が有名な芸術的傑作であった一方、最近の推薦物件はその土地固有の資産を

代表するものであることが多く、他の評価基準により評価がなされている。

全体的に見れば、評価基準(i)は大抵、芸術的かつ建築的な傑作に対して適用されてきた。しかし、例外もある。1979年には、フランスのシャルトル大聖堂やヴェルサイユ宮殿、エジプトのメンフィスとその墓地遺跡、ヌビア遺跡群、カイロ歴史地区、イランのペルセポリスやイスファハン、グアテマラのティカル国立公園、シリア・アラブ共和国の古都ダマスカス等、数多くの“傑作”が登録された。同時に、シャルルマーニュ（カール大帝）の時代より遺存するアーヘン大聖堂（ドイツ）では、評価基準(i)の中で、アルプス以北で最初のドーム建築であることにも言及されている。モンサンミッシェル（フランス）では、技術的かつ芸術的偉業として“他に類を見ない自然との一体性”が述べられている。オフリド地域（マケドニア旧ユーゴスラビア共和国）の場合には、11～14世紀のビザンチン様式を象徴する物件の重要な集積であることが言及されている。1980年には、ローマ歴史地区（イタリア共和国）、ヴァレッタ市街（マルタ）、古都オウロ・プレト（ブラジル）、古代都市ボスラ（シリア・アラブ共和国）等の複合体としての歴史都市、また、ティヤ（エチオピア）やパルミラの遺跡（シリア・アラブ共和国）のような古代遺跡についても述べられている。1980年代初頭には、アミアン大聖堂（フランス）、ヴェルツブルグ司教館（ドイツ）、エローラ石窟群（インド）、フィレンツェ歴史地区（イタリア）、ナンシーのスタニスラス広場（フランス）、古代都市ボロンナルワ（スリランカ）が見られる。

近年では、美学的というよりは技術的な指向を示す資産に評価基準(i)を適用する数が増えている。例えば、フランスのミディ運河（1996）、オランダのキンデルダイクの風車群（1997）やヴァウダ蒸気水揚げポンプ場（1998）、スペインのラス・メドゥラス古代ローマ金鉱採掘地区（1997）、クロアチアのシベニクの聖ヤコブ大聖堂（2000）におけるドーム構造物、インドのブッダガヤの大菩提寺（2002）における高い塔等である。これらに加え、技術的傑作という観点からの最近の推薦資産には、ポーランドのヴロツワフの百年記念ホール、スペインのビスカヤ橋がある。どちらも2006年の登録である。マルタのヴァレッタ市街、スペインのコルドバ歴史地区、セゴビア旧市街、古都トレド、英国のバース市街、中国の蘇州古典園林、ポーランドとドイツのムスカウアー公園等、評価基準(i)が歴史都市の建造物群に適用された事例もある。

上記資産の中には、というよりも上記資産のほとんど全てが、特定の分野を発展させる若しくはある分野の最高到達点を引き上げるための主要な創造的努力であるべきとする要求を確実に満たしていよう。その一方で、評価基準(i)がより包括的な方法で用いられてきた事例があることも確かである。評価基準(i)は、他の基準との関連の中で用いられることが多いが、これを単独で適用した事例が2件だけあることは注目に値する。例えば、評価基準(ii)が適用された資産の56%は、評価基準(i)も合わせて適用されている。他方で、評価基準(iv)は、その併用率が35%である。このことは、評価基準(i)と(ii)は相互に補完しあい、評価基準(iv)は(i)にとって替わるものであることを示している。実際、リートフェルト設計のシュレーテル邸（オランダ）のような芸術作品は、一つの運動の宣言として創造されたものであり、類型を確立したわけではない。しかし、主要な創造的努力というものは一つの類型の発展を導き得るものであり、ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟（カザフスタン）がその事例である。ペルシア人建築家はこれを試験体として用い、チムリッド建築の特徴を完成させた。

## 基準(ii) : 影響/influence

作業指針（2005年改正）では、評価基準(ii)を、“建築や技術、記念碑的芸術、都市計画、景観設計の発展に関連し、ある期間にわたる、又は世界のある文化圏における人類の価値観の重要な交流を示す”資産であることとしている。作業指針の初版では、“ある期間を通じて、又は世界のある文化圏において、建築や技術、記念碑的芸術、都市計画、景観設計の発展に大きな影響を与えた”と規定されていた。“大きな影響”から“人類の価値観の重要な交流”への変更は、世界遺産委員会が1995年に決定したものである。これにより、一方向の影響が双方向の交流へと広がり、文化間の相互作用（interaction）の観念がより良く示されるようになった。同時に、カナダの運河遺産専門家会合（1994）の勧告を受け入れることが決議され、“技術（technology）”の語が追加された。

### ❖ 1976（草案）：

“(ある期間にわたって、あるいは、ある地理的領域の中で、) 世界の建築の発展若しくは人間の居住地の発展に与えてきた影響が顕著な重要性を持つ資産。”

“Properties of outstanding importance for the influence they have exercised over the development of world architecture or of human settlements (either over a period or time or within a geographical area.)”

### ❖ 1977：

“ある期間を通じて、又は世界のある文化圏において、建築、記念碑的彫刻、庭園、景観設計、関連技術、人間の居住地のその後の発展にかなりの影響を与えてきたもの。”

“Have exerted considerable influence, over a span of time or within a cultural area of the world, on subsequent developments in architecture, monumental sculpture, garden and landscape design, related arts, or human settlements.”

### ❖ 1978：

“ある期間を通じて、又は世界のある文化圏において、建築、記念碑的彫刻、庭園、景観設計、関連技術、都市計画、人間の居住地の発展にかなりの影響を与えてきたもの。”

“Have exerted considerable influence, over a span of time or within a cultural area of the world, on developments in architecture, monumental sculpture, garden and landscape design, related arts, town planning or human settlements.”

### ❖ 1980：

“ある期間を通じて、又は世界のある文化圏において、建築、記念碑的芸術、都市計画又は景観の発展に大きな影響を与えてきたもの。”

“Have exerted great influence, over a span of time or within a cultural area of the world, on developments in architecture, monumental arts, or town planning and landscaping.”

### ❖ 1994：

“ある期間を通じて、又は世界のある文化圏において、建築、記念碑的芸術、都市計画や景観設計の発展に大きな影響を与えてきたもの。”

“Have exerted great influence, over a span of time or within a cultural area of

the world, on developments in architecture, monumental arts, or town planning and landscape design.”

❖ 1996 :

“建築や技術、記念碑的芸術、都市計画、景観設計の発展に関し、ある期間を通じて、又は世界のある文化圏において、人類の価値観の重要な交流を示すもの。”

“Exhibit an important interchange of human values, over a span of time or within a cultural area of the world, on developments in architecture or technology, monumental arts, town planning or landscape design.”

評価基準(ii)の適用は、とりわけ 1990 年代に徐々に増え、その年の推薦資産数の 80%に達している時もあった。その理由の一つは、比較研究を実行していることとする世界遺産委員会の主張であると考えられる。比較研究は、初期の頃には極めて不十分なことが多かった。前述のように、評価基準(ii)は評価基準(i)と合わせて用いられることが多い。このことは、“創造的天才”の重要な成果の多くは、大きな影響をも与えることを示していると思われ、驚くことではない。一方、両基準を併用した推薦資産数の増加は、もはや偉大な傑作というよりは、影響の結果を表している。大抵は影響を及ぼしてきた多様な要因が見られ、それらが地域の文化的特異性 (cultural specificity) を反映した新しくかつ革新的な解釈を導いているのである。

### 基準(iii) : 証拠/testimony

作業指針 (2005 年改正) では、評価基準(iii)を、“現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示している”資産であることとしている。作業指針の初版では、“すでに消滅した文明に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示している”こととされていた。世界遺産委員会は 1995 年に“現存する (living)”の語の追加を決定している。これは、その前年になされた評価基準(iii)における文化的景観の論及を受けてのことである。

❖ 1976 (草案) :

“知的、社会的、芸術的に大きな成果を示す重要な類型若しくは種類における最良又は最も重要な事例である資産”

“Properties which are the best or most significant examples of important types or categories representing a high intellectual, social or artistic achievement.”

❖ 1977 :

“独特、極めて稀、若しくは非常に古いものであること”

“Be unique, extremely rare, or of great antiquity.”

❖ 1980 :

“すでに消滅した文明に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示していること”

“Bear a unique or at least exceptional testimony to a civilization which has disappeared.”

❖ 1994:

“すでに消滅した文明や文化的伝統に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示していること”

“Bear a unique or at least exceptional testimony to a civilization or cultural tradition which has disappeared.”

❖ 1996:

“現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示していること”

“Bear a unique or at least exceptional testimony to a cultural tradition or to a civilization which is living or which has disappeared.”

評価基準(iii)の多くは、アメリカのメサ・ヴェルデ国立公園（1978）やエチオピアのラリベラの岩窟教会群（1978）に始まるように、考古遺跡に適用されてきた。過去の伝統の証拠となる他種の資産に適用されることもあった。例えば、ローマ近郊にあるイタリアのエステ家別荘（2001）であり、これは、ルネッサンス期の意匠や美学の基本理念を非常に優れた方法で表している。最近になって、評価基準(iii)は、文化的景観にも適用されている。何世紀にも渡って伝統的な土地利用をそのまま伝えているナイジェリアのスクルの文化的景観（1999）がその例である。

#### 基準(iv) : 類型 / typology

作業指針（2005年改正）では、評価基準(iv)を、“人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、建築的又は技術的な集合体の類型、景観に関する顕著な例”となる資産であることとしている。1980年の作業指針初版では、“歴史上の重要な一段階を示す構造形式の顕著な例”とされていた。世界遺産委員会は1995年に“技術的 (technological)”の語の追加を決定している。これは、カナダで開催された運河遺産専門家会合（1994）の成果を受けてのことである。

❖ 1976（草案）:

“抗しきれない社会文化的若しくは経済的変化の結果、廃棄や破壊の危機にさらされている、（建築の伝統的様式、建築方法、人間の居住形態等が）独特若しくは極めて稀な資産”

“Properties which are unique or extremely rare (including those characteristic of traditional styles of architecture, methods of construction or forms of human settlements) which are threatened with abandonment or destruction as a result of irreversible socio-cultural or economic change.”

❖ 1977:

“構造形式や、重要な文化的、社会的、芸術的、学術的、技術的、産業的発展を示す種別の最も特徴的な例であること”

“Be among the most characteristic examples of a type of structure, the type representing an important cultural, social, artistic, scientific, technological or industrial development.”

❖ 1980:

“歴史の重要な一段階を示す構造形式の顕著な例であること”

“Be an outstanding example of a type of structure which illustrates a significant stage in history.”

❖ 1983:

“歴史の重要な一段階を示す建物形式や建造物群の類型の顕著な例であること”

“Be an outstanding example of a type of building or architectural ensemble which illustrates a significant stage in history.”

❖ 1994 :

“人類の歴史の重要な段階を示す建物形式や建造物群の類型、景観の顕著な例であること”

“Be an outstanding example of a type of building or architectural ensemble or landscape which illustrates significant stage(s) in human history.”

❖ 1996 :

“人類の歴史の重要な段階を示す建物形式、建築的又は技術的な集合体の類型、景観の顕著な例であること”

“Be an outstanding example of a type of building or architectural or technological ensemble or landscape which illustrates (a) significant stage(s) in human history.”

1976年と1977年の評価基準案を比較すると、評価基準(iii)と評価基準(iv)が変更されている。評価基準(iv)は、とりわけ1980年代初頭以来、最も良く用いられてきたものである。その適用状況は、世界遺産一覧表の最初期及びここ数年を除き、年毎の資産数の80数%にまで至っている。資産の類型との関係を考慮すると、その評価がほぼ全面的に比較研究で決まることは言うまでもない。しかし、多くの推薦資産が“独特”又は“類稀”なものとして説明されており、比較にならないことに留意すべきである。これは、今後慎重に検討すべき課題の一つである。

評価基準(iv)が適用されている資産の様々な種別を見ると、宗教関連資産が26%で、よく言及されるように、最も多い。次に歴史都市が20%、軍事関連構造物が14%、景観が11%と続き、さらに、適用率の小さなその他の資産が並ぶ。評価基準(iv)の適用は、他の評価基準に合わないと思われる資産を評価するうえで、最も使い勝手の良い方法と考えられることがある。この評価基準の使用に関しては、提案資産の顕著な質という観点から、そして、特定の類型を代表するものとして、明確な制限を設けることが望まれよう。

#### **基準(v) : 土地利用／land use**

作業指針(2005年改正)では、評価基準(v)は、“あるひとつの文化(または複数の文化)を代表する伝統的居住形態、土地利用、若しくは海洋利用の顕著な例であること。又は、人類と環境との相互のかかわり合いを代表する顕著な例であること。特に抗しきれない変化によりその存続が危ぶまれているもの”を指すとしている。作業指針初版では、その定義は、“ある文化を代表し、また、抗しきれない変化によりその存続が危ぶまれているもので、人類の伝統的集落の顕著な事例であること”とされていた。“土地利用(land-use)”という考えは、文化的景観に関連し、作業指針の1994年改正で導入された。

❖ 1976(草案) :

“非常に古い資産”

“Properties of great antiquity.”

❖ 1977 :

“自然に対して脆弱、若しくは抗しきれない社会文化的又は経済的变化によりその存続が危ぶまれている重要かつ伝統的な建築様式や、建設方法、集落の特徴的な例であること”

“Be a characteristic example of a significant, traditional style of architecture, method of construction, or human settlement that is fragile by nature or has become vulnerable under the impact of irreversible socio-cultural or economic change.”

❖ 1978 :

“自然に対して脆弱、若しくは抗しきれない社会文化的又は経済的变化によりその存続が危ぶまれている重要かつ伝統的な建築様式や、建設方法、都市計画の形態、伝統的集落の特徴的な例であること”

“Be a characteristic example of a significant, traditional style of architecture, method of construction, or form of town planning or traditional human settlement that is fragile by nature or has become vulnerable under the impact of irreversible socio-cultural or economic change.”

❖ 1980 :

“あるひとつの文化（または複数の文化）を代表する伝統的集落の顕著な例であること。特に抗しきれない変化によりその存続が危ぶまれているもの”

“Be an outstanding example of a traditional human settlement which is representative of a culture (or cultures), especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change.”

❖ 1994 :

“あるひとつの文化（または複数の文化）を代表する伝統的集落や土地利用の顕著な例であること。特に抗しきれない変化によりその存続が危ぶまれているもの”

“Be an outstanding example of a traditional human settlement or land-use which is representative of a culture (or cultures), especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change.”

❖ 2005 :

“あるひとつの文化（または複数の文化）を代表する伝統的集落や土地利用、海洋利用の顕著な例であること。若しくは人類と環境との相互関わり合いを代表する顕著な例であること。特に抗しきれない変化によりその存続が危ぶまれているもの。”

“Be an outstanding example of a traditional human settlement, land-use or sea-use which is representative of a culture (or cultures), or human interaction with the environment especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change.”

評価基準の中で最も使用されていないのが評価基準(v)である。また、その使用には幾らかの曖昧さがあるように見受けられる。評価基準(v)は概して歴史的都市と関連して用いられてきたが、今後は恐らく農業のような農村での土地利用に関連する例が増えるであろう。“抗しきれない変化 (irreversible change)” や “脆弱性 (vulnerability)” という考えも、経年の中でますます重視されるようになってきた。

評価基準(v)の適用を評価基準(vi)から明確に区別することは、重複を避ける上で有意義である。イコモスによる 1976 年報告書は、評価基準(v)を現在の形式で書き表していないことにも注目できよう。代わりに、報告書の基準一覧の中では評価基準 (v) を“非常に古いもの”と言及しており、初期の推薦書の中にはそのような評価が見られるものもある。

評価基準(v)が適用された資産には、最初から、多くの歴史都市が含まれていた。例えば、チュニス (チュニジア)、カイロ (エジプト)、イスファハン (イラン)、ロロス (ノルウェイ)、フェズ (モロッコ)、ハバナ (キューバ)、シバーム (イエメン)、マラケシュ (モロッコ)、ガダーミス (社会主義人民リビア・アラブ国)、サナア (イエメン)、メキシコ・シティ (メキシコ)、ヴェネチアとその潟 (イタリア)、マテーラの洞窟住居 (イタリア)、ロードス (ギリシャ)、カイルアン (チュニジア)、モスクワのクレムリン (ロシア)、アルジェのカスバ (アルジェリア)、バンスカー・シュティアヴニツァ (スロバキア) 等である。また、アシャンティの伝統的建造物群 (ガーナ)、ムザブの谷 (アルジェリア)、ギョレメ (トルコ)、ホローケー (ハンガリー)、泰山・タイシャン (中国)、トンブクトゥ (マリ)、メテオラ (ギリシャ)、白川 (日本) 等、農村地域の集落や建築資産も見られる。

最近では、文化的景観やこれに類する資産が評価基準(v)により登録されている。例えば、ラップ人の地域 (スウェーデン)、アルベロベッロのトゥルツリ (イタリア)、ピレネー山脈・ペルデュ山 (フランス/スペイン)、チンクエ・テッレ (イタリア)、アマルフィ海岸 (イタリア)、クルシュー砂州 (リトアニア/ロシア)、スクルの文化的景観 (ナイジェリア)、エーランド島南部の農業景観 (スウェーデン)、ホルトバージ国立公園 (ハンガリー)、トカイワイン産地 (ハンガリー)、マトボの丘群 (ジンバブエ)、ドレスデン・エルベ渓谷 (ドイツ)、バムとその文化的景観 (イラン)、香料の道 (イスラエル)、聖書時代の遺丘群 (イスラエル)、アフラージュ灌漑施設 (オマーン)、ハラール・ジャゴル (エチオピア)、アガーヴェの景観 (メキシコ) 等である。

### 基準(vi) : 関連性/association

作業指針 (2005 年改正) において、評価基準(vi)は、“顕著な普遍的価値を有する出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること”を資産に求めている。1980 年の作業指針初版でも、記述の内容は実質的に同じであった。しかし、この評価基準を単独で用いるか、他の基準とあわせて用いるべきかについては、様々な変更があった。

#### ❖ 1976 (草案) :

“世界的に重要な人物、出来事、宗教、あるいは哲学に関連し、かつ、その理解に不可欠な資産”

“ Properties associated and essential to the understanding of globally significant persons, events, religions or philosophies.”

#### ❖ 1977 :

“歴史的に著しく重要若しくは重大な思想や信仰、出来事、あるいは人物と最も重要な関係があること”

“Be most importantly associated with ideas or beliefs, with events or with

persons of outstanding historical importance or significance.”

❖ 1980 :

“顕著な普遍的意義を有する出来事、あるいは思想や信仰と直接または明白な関係があること（世界遺産委員会は、この評価基準で世界遺産一覧表への記載を評価するのは、特別な状況下、若しくは他の評価基準とあわせた場合に限るべきと考える）”

“Be directly or tangibly associated with events or with ideas or beliefs of outstanding universal significance (the Committee considered that this criterion should justify inclusion in the List only in exceptional circumstances or in conjunction with other criteria).”

❖ 1994 :

“顕著な普遍的意義を有する出来事又は生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品や文学的作品と直接または明白な関係があること（世界遺産委員会は、この評価基準で世界遺産一覧表への記載を評価するのは、特別な状況下、若しくは他の評価基準とあわせた場合に限るべきと考える）”

“Be directly or tangibly associated with events or living traditions, with ideas, or with beliefs, with artistic and literary works of outstanding universal significance (the Committee considered that this criterion should justify inclusion in the List only in exceptional circumstances or in conjunction with other criteria).”

❖ 1996 :

“顕著な普遍的意義を有する出来事又は生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品や文学的作品と直接または明白な関係があること（世界遺産委員会は、この評価基準で世界遺産一覧表への記載を評価するのは、特別な状況下、若しくは他の文化又は自然の評価基準とあわせた場合に限るべきと考える）”

“Be directly or tangibly associated with events or living traditions, with ideas, or with beliefs, with artistic and literary works of outstanding universal significance (the Committee considered that this criterion should justify inclusion in the List only in exceptional circumstances or in conjunction with other criteria cultural or natural).”

❖ 1997 :

“顕著な普遍的意義を有する出来事又は生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品や文学的作品と直接または明白な関係があること（世界遺産委員会は、この評価基準で世界遺産一覧表への記載を評価するのは、特別な状況下にあり、かつ、他の文化又は自然の評価基準とあわせた場合に限るべきと考える）”

“Be directly or tangibly associated with events or living traditions, with ideas, or with beliefs, with artistic and literary works of outstanding universal significance (the Committee considered that this criterion should justify inclusion in the List only in exceptional circumstances and in conjunction with other criteria cultural or natural).”

❖ 2005 :

“顕著な普遍的意義を有する出来事又は生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品や文

学的作品と直接または明白な関係があること（世界遺産委員会は、この評価基準は他の評価基準とあわせて用いることが望ましいと考える）”

“Be directly or tangibly associated with events or living traditions, with ideas, or with beliefs, with artistic and literary works of outstanding universal significance (the Committee considers that this criterion should preferably be used in conjunction with other criteria).”

評価基準(vi)は、評価基準(v)よりも多く用いられているものの、評価基準(i)よりも使用頻度が低い。この評価基準は、おそらくどの評価基準よりも頻繁に世界遺産委員会に議論され、改正されてきた。たった一語の変更であったこともあるが、これにより意味が変えられてきたのである。この議論は、全般的な政策への影響性を高めてくる諸問題にも関連するので、重要視されてきた。その問題の一つは、世界遺産条約に遺産の無形的側面を導入することについてである。世界遺産条約は、2003年の無形遺産条約と区別するため、(おそらく不適當であるが)“有形遺産を扱う条約 (tangible convention)”と言及されることがあるからである。世界遺産委員会は、1980年に評価基準(vi)の規定に“特別 (exceptional)”及び“他の評価基準とあわせて (in conjunction with other criteria)”の語を取り入れているが、この時から評価基準(vi)の使用についての注意が必要と感じられていたことは注目に値しよう。評価基準(vi)の使用率は、1980年代には資産の30数%であり、1990年代には10-15%に限られるものの、2001年以降は再び増加の傾向を見せている。この変動は、制限条件があったにもかかわらず、評価基準(vi)は多数の事例を十分に評価し続けてきたことを示している。近年の増加は、遺産に関連する生きた伝統や無形の要素に対する意識の高まりをも反映しているよう。

最も強く表れているのが宗教との結びつきであり、多様な宗教や精神的な仕組と関係している。例えば、大ジンバブエーカスピのブガンダ王国歴代国王の墓 (ウガンダ)、琉球王国のグスクと関連遺産 (日本) 等である。コナーラクの太陽神寺院 (インド) や、多くの仏教関連資産も含まれている。事例としては、アジャンター石窟群、エローラ石窟群 (インド)、敦煌莫高窟 (中国)、ボロブドゥール寺院 (インドネシア)、聖地キャンディ (スリランカ)、ルンビニ (ネパール)、ブッダガヤの大菩提寺 (インド) 等である。キリスト教関連資産には、ローマ歴史地区 (イタリア) やバチカン市国 (ローマ教皇庁)、コンポステッラの巡礼道 (フランス/スペイン) をはじめ、修道院の建造物群等がある。さらに、カイルアン (チュニジア)、ラム (ケニア)、サナ (イエメン) 等のイスラム教関連資産も見られる。イェルサレムの旧市街は、これら三大宗教に関連するものである。

帝国や国家の設立に関係するより政治的な評価が行われたものには、中国の秦の始皇陵、明・清朝の皇帝陵墓群、万里の頂上、イランのペルセポリス等がある。その他には、シャルルマーニュ (カール大帝) に関連するドイツのアーヘン大聖堂、フィラデルフィアの独立記念館 (アメリカ)、エスコリアル修道院 (スペイン)、フォンテーヌブローの宮殿、ヴェルサイユの宮殿 (フランス)、サンクト・ペテルブルグ歴史地区、ノヴォデヴィチ女子修道院群 (ロシア) 等が該当する。ブルガリアのリラ修道院、イスラエルのマサダ国立公園も含まれよう。第二次世界大戦の記録であるアウシュヴィッツの強制収容所 (ポーランド)、広島平和記念館 (日本) は多少異なる関連性を有するものである。これらに類する資産には、植民地化、新

地探検、世界貿易の発展を思い起こさせるものが挙げられよう。例えば、アトランティック海を渡る奴隷貿易に関連する資産、現代の契約移民労働者の始まりを想起するものとして近年に記載されたモーリシャスのアプラヴァシ・ガート等である。

文化の領域においては、オーストリアのザルツブルグ市街の歴史地区やウィーン歴史地区、ベラルーシのラジヴィール家の建築群、ベルギーのブリュージュの歴史地区、中国のマカオ歴史地区、チェコのプラハ歴史地区、ドイツの古典主義の都ワイマール、ギリシャのアテネのアクロポリス、イタリアのフェラーラ、フィレンツェ歴史地区、アッシジが記載されている。アントワープのプランタン・モレトゥスの家屋・工房・博物館複合施設（ベルギー）は出版・印刷業と、殷墟（中国）の考古遺跡は漢字や中国文化の発展と、ニュー・ラナーク（英国）は社会哲学や教育と関連するものである。こうした資産の多くは、特定の人物とも関連する。科学、工学、薬学などの分野に関連する資産は、現在のところは少数である。評価基準(vi)に基づき評価された資産には、また、イタリアのヴェネチアとその潟、ボツワナのツォディロのように、人類の自然との奮闘を表すものが含まれている。今後の使用が制限され続けたとしても、評価基準(vi)が世界遺産一覧表に欠かせないものであることは明らかである。この基準の使用は、有形及び無形の局面において現在ますます広がっている文化遺産の概念の定義を検討する中での課題の一つでもある。

#### **評価基準(vii) 自然美/Natural Beauty**

評価基準(vii)は、以前は自然の評価基準(iii)とされていた。評価基準(vii)は、自然遺産に関するものであるが、この基準の適用の問題は、どちらかと言えば純粋な学術的評価の外に置かれ続けてきた。自然と文化の評価基準が一本にまとめられた今はとりわけ、評価基準(vii)を考慮に入れることは有意義である。実際、この評価基準は、基本的には遺産としての景観を文化的に認識することに言及している。例えば、文化的景観に関して“文化”の評価基準に基づくだけでは“美的な資質 (aesthetic qualities)”を認識するのが困難な場合、評価基準(vii)を十分に適用できよう。

### **世界遺産となっている資産への文化の基準の適用の傾向**

前述のように、年月を重ねる中で、評価基準には多くの改正が加えられてきた。通常、これらの改正は、特定の事例において評価基準のより良い定義が求められた場合、若しくは、特定の主題や問題点を議論する主題別会合や戦略会合で結論として導かれた勧告を受けて、行われてきた。文化的景観、文化の道、運河遺産等に焦点を当てた会合が例として挙げられよう。結果として、新たな種別の遺産を推薦することが奨励されると同時に、新たな種別の要件を考慮するために評価基準を調整することが度々求められてきた。当然のことながら、評価基準の適用は、締約国ごとの重要度、諮問機関が行った調査、世界遺産委員会の評価と決定にも依存してきた。

世界遺産委員会、諮問機関、締約国による評価基準の使用と適用は、1978年以來、かなり進化・発展してきた。以下に示す情報は、締約国が提出した推薦書、諮問機関の評価書、世界遺産委員会の最終決議文に基づくものである。初期の頃の推薦書では、締約国は大抵、包

括的な評価を記すものの、評価基準については全く言及していない。しかし、締約国が評価基準を示す件数は1990年代を通じて段々と増え、2002年には全ての推薦書の中で記述されるようになった。1978年及び1979年、イコモスはその評価書の中で評価基準を明確に定めている件数は約半分に過ぎない。けれども、1980年からは、若干の例外は除き、評価基準に係る勧告を行うことが通常となった。多くの場合、世界遺産委員会はイコモスの勧告を指示しているが、不一致が生じた場合、イコモスは世界遺産委員会の決定に従って評価基準に関わる文章を修正するよう求められてきた。

より詳細に述べれば、締約国が評価基準について記述している推薦書は、全体の57%である（適用する評価基準の番号のみの記載を含む）。つまり、43%には評価基準に係る記載がない。記述のある推薦書に関しては、評価プロセスの中で、締約国が提案した評価基準の29%が採択され、71%が変更されている。その変更は、大抵、締約国が提案する評価基準の必ずしも全てが適用可能と考えられるわけではないこと、若しくは、既に世界遺産とされている他の資産との絡みの中で提案資産と向き合う中で、他の評価基準を勧告する必要があると諮問機関が見なしたことを表している。

最近までは、諮問機関による評価書が、まずビューロー（議長国、副議長国、書記国により構成）に示され、ビューローが勧告を行っていたことを思い起こすべきであろう。記載延期（deferral）の場合、新しい情報が十分に提供されるまでは、その推薦資産は世界遺産委員会の審査を受けることはなかったのである。全推薦書数の93%に関し、イコモスはその評価書で評価基準を示している。しかし、更新された情報に基づき、イコモスが委員会会合において口頭で評価基準の勧告を行うこともあった。イコモスが評価書の中で示した評価基準の96%が世界遺産委員会に採択されている。イコモスが記載延期若しくは締約国への情報照会を提案した場合でも、その6%については世界遺産委員会が資産の記載を決定している。

イコモスの勧告を世界遺産委員会が変更した初期の事例を幾つか挙げてみたい。最初の事例は複合遺産であるカカド国立公園（オーストラリア）である。イコモスは文化基準(i)、(iii)、(iv)での記載を勧告したが、世界遺産委員会は(i)及び(vi)で決議した。リマ歴史地区（ペルー）に対して、イコモスは文化基準(ii)及び(iv)を勧告し、世界遺産委員会は(iv)のみでの記載を決議している。モスクワのクレムリン（ロシア）は、文化基準(i)、(ii)、(iii)及び(v)で、キエフの教会関係建築群（ウクライナ）は文化基準(i)、(ii)、(iii)及び(iv)で、世界遺産一覧表に記載されている。どちらもイコモスは文化基準(vi)に基づき勧告を行ったが、世界遺産委員会には採択されなかった。パリのセーヌ河岸（フランス）の場合は、イコモスが勧告した文化基準(i)及び(ii)に、世界遺産委員会が(iv)を追加している。ボロブドゥール寺院（インドネシア）では、イコモスが勧告した文化基準(i)及び(iv)に、世界遺産委員会が(ii)を追加した。これらの変更は、通常、世界遺産委員会による長い審議の後、かつ／或いは、追加情報が提供された時点で、採択されてきた。

適用される評価基準の数は、資産ごとに異なる。1つのみの場合もあれば、5～6の基準が用いられる場合もある。複合遺産の場合には、これら文化の基準の他に、自然の基準が加えられなければならない。平均的には、一つの資産の評価に2～3の基準が用いられている。全世界遺産数に対し、評価基準の適用数が1つのものは14%、2つのものは42%、3つのも

のは30%、4つのものは10%、5つのものは4%である。6つの基準全てが適用されたものは、泰山（中国）、敦煌莫高窟（中国）、ヴェネチアとその潟（イタリア）の3件のみであり、いずれも1987年の登録である。泰山（中国）は複合遺産であり、自然遺産の資質を示すものとして評価基準(vii)も適用されているので、全部で7つの基準が用いられていることになる。タスマニア原生地域（オーストラリア）にも文化の基準が3つ、自然の遺産が4つ、合計7基準が用いられている。アトス山（ギリシャ）の場合には、5つの文化の基準に自然の基準(vii)が加わる6基準が適用されている。評価基準の使用状況を分析するにあたっては、これらの基準が長い年月の中で改正されてきたことを心に留めて置くことよい。評価のための言葉遣いは、記載時の評価基準で用いられている書き方を反映している。評価基準(i)の場合には大きな違いはないが、評価基準(iii)の場合には、消滅した文明の証拠から、近年になって受け入れられている生きた伝統まで、適用の幅が広がってきた。

評価基準(vi)及び(i)には常に、特別の注意が払われ、その適用にあたっては議論すべき問題が残されてきた。評価基準(vi)は、2003年の「無形文化遺産の保護に関する条約」との関連をもたらしているため、とりわけ関心が払われている。評価基準(vi)は、フィラデルフィアの独立記念館（米国）や、トンガリロ国立公園（ニュージーランド）等に用いられてきた。締約国が提案するこの基準の適用が、諮問機関の賛同をいつも得るとは限らず、世界遺産委員会も異なる決定を施してきたと言えよう。例えば、モスタル旧市街の古橋（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ）では、締約国は評価基準(iv)、(v)、(vi)を提案し、イコモスは(iv)及び(vi)を勧告した。世界遺産委員会は、長い議論の末、最終的に(iv)は適用できないと考えた。何故なら、(iv)で言及されていたものはオリジナル（建設当初）の古橋及びその周辺の建築であるが、それらは既に破壊されていたからである。古橋の周辺が有する考古学的な重要性にかんがみて評価基準(iii)の適用が提案されたものの、結果として、世界遺産委員会は、評価基準(vi)を単独で用いることを決定した。

評価基準(i)に関し、聖カトリーナ修道院地域（エジプト、2002）とブッダガヤの大菩提寺（インド、2002）は、締約国が適用を提案し、イコモスはそれを勧告せず、最終的に世界遺産委員会がこの基準を加えることを決定した事例である。ブッダガヤの大菩提寺（インド、2002）については、世界全域でこのような高い構造物は例を見ないことから、委員会国の1つが評価基準(i)の適用を評価した。パルーミニニス・ヌラクシ（イタリア、1997）では、“先史時代の島社会で得られる材料と技術を創造的、革新的に用いつつ、政治的、社会的状況に対応した類稀な例”であることを評価し、評価基準(iii)及び(iv)に評価基準(i)を加えることを世界遺産委員会が決議した。レドニツェとヴァルチツェの文化的景観（チェコ、1997）の場合には、締約国が評価基準(i)を提案したものの、イコモスはそれを勧告しなかった。世界遺産委員会は締約国の提案通り評価基準(i)を適用することを決定し、この資産は評価基準(v)を除き、(i)、(ii)、(iv)の下に記載された。モスクワのクレムリンと赤の広場（ロシア、1990）については、ロシア革命の普遍的重要性に基づき評価基準(vi)が提案されたが、世界遺産委員会はこれを採用しない決定を行った。同様に、キエフの聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物群（ウクライナ、1990）でも、“ニュー・コンスタンチノーブル”とされるキエフの聖ソフィア大聖堂が権威者達の墓地となっており、キエフがロシアの国々の創設の歴史と密接に関わっていることから、イコモスは評価基準(vi)を勧告したが、この勧告は世界遺産委員会に指示されなかった。

評価の内容が変わった別の事例に、リートフェルト設計のシュレーテル邸（オランダ、2000）がある。締約国は評価基準(i)、(iv)、(vi)を提案した。評価基準(i)及び(iv)を用いて、コンセプトの純粋性と、20世紀の建築としての建物の重要性に言及すると共に、評価基準(vi)により、この建物が建築の近代運動（Modern Movement）の基礎を成す“デ・ステイル（De Stijl）”運動のマニフェストとして考えられ、デッサウのバウハウス設立へとつながっていくことを提示したのである。これに対し、イコモスは、この建物はその特質故に、より大きな重要性があると考え、評価基準(i)、(ii)、(vi)を勧告した。すなわち、評価基準(i)で一つの運動のマニフェストであることを、また、むしろ評価基準(vi)で建築の一類型を築いたことを、評価したのである。シュレーテル邸の影響はバウハウスのそれと比較可能であり、シュレーテル邸は近代建築の一つの象徴（icon）とされた。ワイマールとデッサウのバウハウスとその関連遺産群（ドイツ）は、単に建物群というだけではなく、教育施設としてのバウハウスであることに言及され、すでに1996年に、評価基準(ii)、(iv)、(vi)に基づき世界遺産一覧表に記載されていた。世界遺産委員会は、バウハウスの場合には評価基準(vi)が適用されたものの、リートフェルト設計のシュレーテル邸にはこの基準を用いないことを決定した。

### **世界遺産一覧表に遺産を記載しない決議の傾向**

記載を勧告されなかった推薦書に関しては、当該資産が OUV の評価基準を一つも満たさないとされたこと、あるいは、真実性及び／又は完全性の条件を満たさないとされたことについて、様々な理由、若しくは、理由の組み合わせがあり得る。OUV の議論、評価、証拠が十分詳細に取り扱われていない場合がその一例である。提案主題の再構築を行い、OUV の基準に基づく再評価を相当程度書き換えた後に、記載とならなかった資産を再推薦し、首尾良く記載に至ったものが、少数ではあるが、見られる。世界の価値ある資産全てが世界遺産一覧表に記載されると思ってはならず、世界遺産一覧表は、むしろ、世界の遺産をバランス良く代表するものとして考えられるべきである。それゆえ、新規に推薦する時には、既にもどのような資産が記載されているかを必ず確認し、その推薦資産が世界遺産一覧表の中で未だ代表されていない何らかの新しい様相をもたらすことを検証しなければならない。資産の保護と管理の問題は、概して記載されない主要な理由とみなすことはできないが、推薦資産の OUV が確認されている時には、そのような手段の欠如は望ましい決定を遅らせ、締約国に記載延期（deferral）や情報照会（referral）の結果をもたらす得る。

**顕著な普遍的価値／Outstanding Universal Value (OUV) :** OUV の定義は、世界遺産一覧表への記載の基本的な要件である。記載に対する主張に賛同を得られないことは、推薦を却下する主要な理由となる。OUV を定義するのに必要な出発点は、その資産の何が重要であるのか、その資産が伝える物語性（story）は何か等、資産の意義を明確にすることである。OUV に到達するには、その“物語性（story）”を明らかにするうえで、広すぎず（例えば自由、記憶等）狭すぎず（例えば病院や療養施設の特定の種別等）、考えられる限りの特質を単に一覧とただけではなく、また、国家的観点からのみ評価するのではなく、バランスを妥当に保っている必要がある。歴史都市においては、その場所が“文化交流の中心地（crossroads of cultures）”であったことがよく評価に含められるが、これは一般的過ぎて記載のための説明として十分ではない。同様に、石器時代から現代までの各時代の証拠を示すとされる資産

も、必ずしも OUV を説明しているとは限らない。これら全てに注意を払ったとしても、推薦のための十分に説得力ある評価を作成し得ないことを受け入れる必要がある。

**比較分析／Comparative Analyses**：比較分析は、OUV を導く背景（context for OUV）が正当であることを証明するために行うものである。不十分な分析は OUV の事実の裏づけとはならず、その OUV の説明は実証されていないとの結論を導き得る。世界遺産条約に基づき着想或いは作成された政策の中で、新たな種別の資産を世界遺産に推薦したいと望んだ場合、厳密な比較分析を行うための十分に広い調査研究基盤を欠いている推薦が時折見られる。イコモスでは、主題別研究を実施し、特定の資産を比較するための関連分野を認識する場合がある。例えば、ワイン醸造用ブドウ園、古代ローマの劇場などである。このような場合、より広い状況を見ながら、新たな推薦資産をその全般的な分類の中にどのように適合させるかについて、重要な判断を行うことが可能である。世界遺産一覧表は、国境を越えた全世界的なリストである。推薦にあたっては、第一に、資産がその風土圏とどのように関係しているか、第二に、より広い全世界的な文脈とどのように関連しているか、を認識できる十分な情報が説明されていることが必須である。地中海沿岸の要塞都市、中央ヨーロッパの中世都市のように、比較的良く代表されている分野については、既登録資産との微小な差異に終始する綿密な分析になりがちであり、困難が伴うであろう。

**完全性及び真実性／Integrity and authenticity**： OUV の説明を適切なものとする真実性の証明（2005 年以降、文化の資産に対しては完全性も）は、締約国が応えるには難しいように思われることが多い。奈良宣言（Nara Declaration）にまとめられた 1994 年の奈良における議論は、真実性の概念の範囲（scope）と適用（application）を明らかにすることを目的としていたが、2005 年まで作業指針に組み入れられることはなかった。世界遺産の考え方に奈良の議論が意味することを正式にもたらした 2005 年は、また、文化遺産に完全性の要求を導入した時でもあった。

真実性と完全性の 2 つの概念は、混同されることがある。また、真実性と完全性を評価し得る方法に関しては、明確さを明らかに欠いている。これらの問題に対して、以下のように答えたい。

真実性とは、資産に備わる諸特性が資産の OUV を忠実に（確実に、純粹に）伝達する能力を通し、資産全体が OUV を伝える能力を指す。真実性を評価するためには、最初に、資産の OUV の重要な運び手となるこれらの特性（作業指針によれば、形状・意匠、材料・材質、位置・環境、伝統・技術・管理体制、用途・機能、精神、言語等）を明確にし、次に、それぞれの真実性を検証する必要がある。資産の中の真実性は、全ての特性の真実性が証明されることを求めてはおらず、OUV を表すのに重要な特性についてのみでよい。

自然遺産及び文化遺産の完全性は、全てが備わっていること（completeness）と損なわれていないこと（intactness）の概念が表すように、資産とその OUV の全体的な“健全性(health)”に関わるものである。それゆえ、完全性は、OUV の説明に要する全ての特性を資産がどの程度備えているか、重要性を示す特性（特徴と手順の両方を含む）全てを不足なく表すうえで資産が十分な規模を有しているか、これらの特性が開発圧力及び／又は管理放棄（neglect）

の悪影響を受けていないか、で表される。資産の“完全性”を証明するには、これら3つの領域全てにおいて資産を積極的に見直すことが求められる。作業指針（2005年改正以降）では、完全性の指標を明確に特定し、文化遺産に完全性を適用するための状況をより細かく記している。その指標とは、物理的構造及び重要な特徴が良好な状態にあること、劣化の過程が管理されていること、資産の OUV を伝えるうえで必要な要素がかなりの割合で遺存していること、文化的景観や歴史都市、その他の生活関連資産については、その独自性に欠かすことができない関係性や動的機能が維持されていること、である。

真実性と完全性を効果的に証明するためには、推薦書の中で重要な特性を明確に特定し、これらの特性が資産の OUV の伝達と持続をどのように支えているかを明白かつ具体的な形で示さなければならない。

### 記載の幅広い動向

遺産の認識は、調査研究及び緩やかな意識向上に基づく継続的な作業である。世界遺産一覧表は、さらなる調査のための事例と動機を与えるものであり、国際的状况を示す作業上の重要な参考資料とされてきた。しかし、問題は、特定の種別の資産を遺産として認識することだけではない。官民多くの関係者が関わる資産の保護と管理もまた、懸案となっている。このことは、文化的景観、文化の道、多くのシリアル・ノミネーション等、遺産として特定される面積が大きくなるに伴い、深刻となってきた。管理の問題は、関与する関係者の数が多くなるほど、複雑である。より広大な面積を含む時、特に、様々な行政団体が協議と協力を行うために恒久的な組織を設立する必要があるシリアル・ノミネーションやトランスバウンダリー・ノミネーションの場合は、いつでもこの状況に該当する。最近の暫定一覧表の提案には、“大陸横断的 (trans-continental)” な資産さえ見られる。

世界遺産の取り組みの初期の頃、推薦される文化遺産は、自然遺産の大部分と比べて比較的小さいのが通常であった。しかし、文化的景観の導入により、推薦される文化遺産の規模は大きくなる傾向を示し続けており、多くの自然遺産の地域と比較可能な域に近づきつつある。例えば、世界遺産のコア・ゾーンがそれほど広大ではなくとも、求められるバッファー・ゾーンの面積が数十万ヘクタールに至る場合があり得る。国立公園は関係者数が限られ、恐らく一つの国家管理事務所に任されている一方で、文化遺産の地域には沢山の市町村、州や県、広域圏の公共団体関わってこよう。民間の土地所有者も言うまでもなく含まれ、目的や管理体制を共有し、これに賛同する必要がある。近年では、歴史的都市景観に関連して新たな分類が議論をされている。この新しい考え方は、今後さらに適切な定義を行い、世界遺産との関係を明確にする必要がある。そうとは言うものの、これもまた、世界遺産の流れから生じたものであり、結果として管理の関心を広げる要因の一つとなろう。

シリアル・ノミネーションには2種類ある。一つの締約国の領域を超えずに行われるものと、締約国間の境界を越えて行われるトランスバウンダリーのものである。これまでのところ、文化遺産においては、国境をまたがる推薦はそれほど多くはなく、ほとんどは比較的近年に推薦されたものである。よって、傾向を述べることはまだ難しい。最初期の事例はグラニーのイエズス会伝道施設である。これは 1983 年に記載されたサン・ミゲル・ダス・ミ

ソオエス遺跡（ブラジル）を基盤とし、翌年にアルゼンチンの4つの資産を含める形で資産が拡大された。この時、世界遺産委員会は、パラグアイ、ウルグアイの資産を含むことが望ましいとしたが、これまでのところ、実現に至ってはいない。続くトランスバウンダリー・ノミネーションの事例は、ローマ歴史地区であり、1980年にはすでに世界遺産一覧表に記載されていた。その10年後、世界遺産委員会の勧めに従い、ローマ歴史地区内に所在しながらも、バチカン市国のものであるために領域外とされていた資産を含める要請が、バチカン市国とイタリアより提出された。3番目に該当する推薦事例は、スペインの自然遺産であるピレネー山脈－ペルデュ山に基づくものである。もともと1997年に記載され、1999年になって、文化的に重要な地域を含ませつつ、フランス側の境界まで資産の範囲が拡大された。拡大のために追加された地区だけではどの自然の評価基準も満たさなかったであろうが、既に記載されていた地区と同程度の美的価値及び地形学的価値があるとして、IUCNにも認められたものである。

時系列的に見れば、次に続く3つの事例は、クルシュー砂州（リトアニア、ロシア）、フェルデー湖／ノイジードラー湖の文化的景観（オーストリア、ハンガリー）、ムスカウアー公園／ムジャコフスキ公園（ドイツ、ポーランド）である。これらの資産の推薦は、関係締約国の共同努力による。2005年、世界遺産委員会は国境を横断する記録的な資産の記載を採択した。シュトゥルーヴェの三角点アーチ観測地点群である。これは、世界地図の作製に関連する科学技術的価値の高い遺産であり、ベラルーシ、エストニア、フィンランド、ラトヴィア、リトアニア、ノルウェー、モルドバ、ロシア、スウェーデン、ウクライナの10カ国（原文では12カ国）にまたがっている。2005年には、また、一カ国にとどまっていた既登録遺産2件が国境を横断する遺産となった。一つは1987年に記載されたハドリアヌスの城壁（英国）の拡大としてドイツが提案した“ローマ帝国の国境線”、もう一つは、1999年に記載された鐘楼群（ベルギー）の拡大としてフランスが提案した“ベルギーとフランスの鐘楼群”である。複数国からなる最も新しい事例は“セネガンビアのストーン・サークル群”であり、2006年にガンビアとセネガルが共同で推薦した。国境をまたがる遺産としては、アフリカの最初の事例である。

締約国一カ国の領域内で関連資産をまとめたシリアル・ノミネーションは、多少なりとも、世界遺産一覧表の初期の頃から記載されていた。このような事例の多くは比較的少数の資産で構成されるものである。大抵は2～3件の記念建造物若しくは遺跡といったところであり、ラホール城塞とシャーリマール庭園（パキスタン、1981）、キルワ・キシワニとソンゴムナラの遺跡群（タンザニア、1981）、ヒルデスハイムの教会群（ドイツ、1985）北京と信用の民・新麻の厚遇群（中国、1987/2004）等が見られる。シュトラールズンド及びワイマールの歴史地区（ドイツ、2002）、ウベダとバエーサのルネサンス様式の記念碑的建造物群（スペイン、2003）のように、建物が群としてまとめられている事例もある。多数の資産から構成されるものには、ピエモンテとロンバルディアのサクリ・モンティ（イタリア、2003）、トロードス地方の壁画教会群（キプロス、1985/2001）などがあげられよう。また、ヴィチエンツァ市街とヴェネト地方のパラーディオ様式の邸宅群（イタリア、1994/1996）は、総計25件の記念建造物と遺跡から構成されている。規模の大きなサンティアゴ・デ・コンポステラの巡礼路は2つの推薦が個別になされたものである。一つは、107の遺跡を含むスペイン側（1993）、一つは、78の遺跡を含むフランス側（1998）である。文化遺産に関連

し、一つの推薦に最も多くの構成資産が含まれているのはイベリア半島の地中海入江のロック・アート（スペイン、1998）であり、727の考古遺跡を数える。

なかには、関連する資産数をある制限内にとどめるよう、イコモスが締約国に奨励することもある。例えば、テルエル州の4棟のムデハル様式建造物（スペイン、1986）を拡大する最初の提案には、157に及ぶ個別の建造物若しくはその一部が挙げられていた。締約国との協議の後、既存の4棟に追加される建造物数は6棟にまで制限され、最終的には2つの州に遺存する総計10棟の建物で構成されることになった（2001）。ジェノヴァ（イタリア、2006）の場合、最初の推薦書は、歴史地区内の宮殿83件を構成資産に含めるものであった。しかし、なかでも最も重要なのが16世紀の都市整備計画である“新しい街路群（Strada Nuove）”と強く関連するものであることから、一つのコア・ゾーンの中にこれらの街路群を含めることで賛同を得た。また、これにより、都市の文脈における宮殿群の関係も強調された。これと同様の事例がマカオ歴史地区（中国、2005）である。マカオの最初の推薦書は、歴史的な市街地に建つ12棟の建物を構成資産とするものであった。うち6棟はポルトガルの文化を、他の6棟は中国の文化に関連する。最終的には、都市軸となり、その沿道に主要な歴史広場や歴史的建造物が並ぶ歴史上重要な大通りを特定することで賛同を得た。それゆえ、最終的には、大通りと丘の上の主要な砦を含む2地区に限定した推薦書が提出された。

### **世界遺産委員会の今後の関わり方について**

前述したように、遺産の展望が広がる傾向は、広大な文化的景観、長大な遺産の道、多数の構成資産を含むシリアル・ノミネーションをもたらしながら、とりわけ保護と管理の問題に対して様々な影響を及ぼしている。言い換えれば、もしも保護と管理が適切でないなら、OUVを証明している特性や要素の保護にも影響が及ぶことになろう。結果として、世界遺産委員会は諮問機関と共に、記載勧告に伴う重要な問題に関して慎重になる必要がある。関連する問題の一つは、住民参加のための望ましい体制の検証であり、特に文化的景観の場合に強く求められる。この問題は、伝統的な手法とも関連するものである。グローバル化は、伝統的な価値の喪失、現存する伝統や伝統的な生産過程の急激な変化を容易にもたらし得る難問である。最終的には、遺産の評価の修正、最悪の場合には、遺産の境界の変更や世界遺産一覧表からの抹消にも及ぶことになろう。

### 3. 記載に至るための取りかかり

文化の資産は非常に多様であり、文化的多様性を尊重する必要があることを考えれば、記載に至るための取り掛かりは事例によって様々であろう。それゆえ、このための確実な指針を示すことは難しい。しかし、各評価基準の分析からは、指針となるような何かを提供できることが明らかとなりつつある。真実性の証明や完全性の状況も、評価に用いる基準によって異なってくるので、これらにも注意を向ける必要がある。これまでの6つ評価基準の分析から提示できる結論は以下の通りである。

#### 評価基準(i)

初期には「独特な芸術的若しくは美的到達、創造的才能を表す傑作」とされていたが、1994年の運河遺産会議 (heritage canal meeting) などで、新たな種別の遺産について議論がなされ、「独特な芸術的若しくは美的到達」が削除され、「人類の創造的才能」として強調されることとなった。この変更は、推薦資産が単に芸術的、美的資質を持っているだけでなく、芸術史上、技術史上の革新的な作品 (innovative landmark) であるべきことを表している。過去にこの評価基準が、建築、芸術作品 (彫刻、絵画等)、都市や造園の意匠、土木技術や意匠の「創造的な応答性 (creative responses)」を言及するために用いられてきた時には、資産を「独特 (unique)」なものとして扱いがちであったが、意匠や技法の卓越性を評価する場合には、資産を関連の文化的・歴史的な脈に置き、厳密な比較研究を行う必要がある。

この基準における真実性の適用においては、意匠や技法の質が物理的に伝えられていることが求められる。

また、完全性の適用においては、創造的な意匠が全体としてあるいは完全なものとして理解され得ること、物理的に良い状態を保っていること、損傷をもたらす要因が比較的少ないことが求められる。

#### 評価基準(ii)

当初は、遺産が建設時や経年の中で受けたり与えたりした「影響 (influences)」を言及するために用いられたが、運河遺産会議等のテーマ別会合の結果を受けて、1996年に「人類の価値の重要な交流 (interchange)」と改められた。これは、人類の価値、考え、表現形態、デザイン・アプローチの一方的影響 (one-way approach) から双方向の交流 (two-way interchange) に視点が移ったことを反映している。

多くの遺産に、芸術史、建築意匠、都市意匠、技術史等における重要な考え方の普及が影響や交流として物理的に表れており、この基準が特定の意匠の質にあてはめられる場合には、評価基準(i)と類似する点が見られる。よって、ある種別の資産のうち、良好に保存された一例としてこの基準を適用するのは適当ではない。

この基準における真実性の適用においては、意匠の影響や交流の明瞭性が実証されることが求められる。

完全性については、主題となる意匠もしくは観念の影響や交流が全体としてあるいは完全なものとして示されること、物理的に良い状態を保っていること、損傷をもたらす要因が比較的少ないことが求められる。

### 評価基準(iii)

この基準は、現存する又は消滅した文化的伝統又は文明の証拠について言及するものである。当初は何か稀 (rare) なもの、あるいは非常に古いもの (of great antiquity) に対して用いられた。この基準は、また、「滅んだ文明」のような消滅したものに対してよく用いられてきた。また、19世紀の技術的、学術的到達のように、もっと新しい時代に対しても適用されてきた。1995-96年には、「現存する文化的伝統」を含めるべく改正され、重要かつ新たなアプローチをもたらした。

この基準における真実性については、2つの適用が考えられる。一つは歴史の物理的証拠が本物であることを検証すること(考古学的遺跡、古代遺物が遺存する場所等)、もう一つは、関連する文化的伝統が本物かつ生来の特質を保持していることを検証することである(伝統的集落や土地利用の継承が見られる文化的景観等)。

完全性は、資産の規模と関連する。考古遺跡については、高い考古学的価値を有する地区及び有すると見込まれる地区を含むことが求められる。現存する文化的伝統に関連する資産については、これらの文化的伝統が存続するうえで必要とされる体系的な支援を行うに十分な広さが確保されていることが求められる。

### 評価基準(iv)

歴史上重要な場面を例証する資産に適用するものである。最初は建造物や都市に対して用いられたが、庭園や景観にも適用されるようになった。この基準は、重要な「典型 (prototypes)」や代表制の極めて高い事例に関して使用されるべきである。

この基準における真実性は、OUV と関連する類型上の特性(材料、意匠、環境、用途、伝統等)に対して適用されることが求められる。

完全性の評価においては、物理的に良い状態を保っており、損傷をもたらす要因がないことを確認する必要がある。歴史的都市や文化的景観の場合には、物理的な建築・都市構造だけではなく、場の関係性や社会機能処理等をも含んでいることを検証するべきである。また、視覚的統一性が保たれるよう、資産及び緩衝地帯の境界についても重点的な検証を行う必要がある。

### 評価基準 (v)

この基準も基準(iv)と同様に類型学的なもので、「ある文化(又は複数の文化)、若しくは人間と環境との相互作用」を表す「伝統的集落、土地利用、海利用 (sea-use)」で、特に「回復困難な変化の影響下で損傷されやすい」ものについて言及している。この基準を用いた推薦資産には、集落や市街地、考古遺産、景観などのほか、防衛システムや産業地区も含まれる。

この基準における真実性は、推薦資産の類型に関連する重要な特性が、どの程度十分に遺産の OUV を表しているかを検証することで評価し得る。その特性は、環境、材料から社会的及び文化的伝統の形態まで、多岐に及ぶ。

資産が「回復困難な変化の影響下で損傷されやすい」状況であることをかんがみれば、完

全性は重要な要素である。一方で、完全性を満たすために、損傷の要因を制御することが求められる。また、他の基準と同様、資産の OUV を表すための全ての特性（社会的機能、物理的構造、視覚的要素等）が確実に含まれている必要がある。

### 評価基準(vi)

資産と「出来事、現存する伝統、思想、信仰又は芸術的、文学的作品」との関係性を評価するための基準である。この基準の使用については、特に単独で使われることについて、委員会による制約が加えられてきた。2005 年改正作業指針では、「望ましくは、他の基準と合わせて用いるべき」とされている。この基準は、哲学、科学、政治における思想の発展や、宗教、神話等に関連する伝統などにあてはめられてきた。特定の信仰においては、その布教の場というよりも、誕生の場や最も重要な場に対して用いられてきた。

また、この基準の適用において重要なことは、単独で用いる場合でも、他の基準と複合的に用いる場合でも、物理的な特性と結びつける必要があることである。1979 年時点で、すでに、重要な人物の顕彰に用いるべきではないことが指摘されている。

この基準における真実性については、物理的な形態に関わりなく、申請において規定される伝統、信仰、思想等が真実であることを顕彰する必要がある。

完全性については、「不足がない (completeness)」か「損なわれていない (intactness)」ことが評価できる物理的特性を的確に認識することが求められる。

### 世界遺産委員会の今後の取り組みに向けて

世界遺産一覧表に記載するかしないかの決定は、様々な要因に基づくものである。例えば、推薦書作成のための知識、比較可能な資産に係る知識、文化的特性、自他の文化の理解等である。世界遺産委員会は、知識の格差を緩和するためのさらなる研究や情報交換を奨励する必要がある。